



No.

Attorney at Law Fukuda & Kinoshita

令和4年8月25日

特定非営利活動法人消費者被害防止ネットながさき
理事長 福崎博孝様
担当者 横山公一様

株式会社ぜに屋本店
代理人弁護士 福田浩 先生



令和4年6月30日付「申入書」に対する回答

冠省 当職は、株式会社ぜに屋本店（以下「当社」といいます。）
の代理人弁護士として標記の件につき回答いたします。

当社として、貴法人の法的見解に同意するものではありませんが、
これ以上の論争は不毛であり当社としては以下のとおりの対応とす
ることを回答します。

- 1 ご指摘のありました看板については、当社本館を取壊す際
に撤去いたします。
撤去については相当の費用が必要であり、当社本館を取り
壊す際にあわせて撤去することになります。
- 2 テレビコマーシャルについて、「質値は貴方に付けて頂き
ます」との表現については、将来的に使用しない方向で検討
しております。
- 3 当社ホームページにおける「長崎で一番」等の表現につい
ては、別の表現に変更いたします。

質屋としての営業も変化してきておりますので、当社といた
しまして、上記の様に対応したいと考えております。

弁護士法人福田・木下総合法律事務所



No.

Attorney at Law Fukuda & Kinoshita

最後に、当社としての想い・考えを述べます。

今回、貴法人が当社に要求していることは、長崎市民の為になる事ではありません。

何故なら、これまで何度も説明したきたとおり、当店程高値で買取っているお店はないからです（若干の例外のある可能性はあります）。

誇大広告から市民を守る為の活動をされているのであれば、もっと実情を、市民の声を聞いていただき、本当に実のある活動をしてください。

草々

弁護士法人福田・木下総合法律事務所

長崎・主たる事務所: 〒850-0032 長崎県長崎市興善町2番31号 太陽生命長崎ビル2階
TEL 095-816-3261 FAX 095-816-3262
URL: <http://www.fukudalaw.jp/>